

評 価 書

施策 制度名	民間能力の活用による産業インフラの整備
1. 施策の目的	(○問題と考える現状をどういう状態にしたいのか。○施策が何を対象として、何を達成しようとするものなのか。) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下「民活法」という。)に基づく施設整備は、民間事業者の能力を活用して、新たな産業インフラである、研究開発・企業化を行うためのインキュベータ施設や情報化関連施設など(特定施設)を整備することを目的としている。 参考：特定施設について 特定施設は、これまでのところ17種類35類型。具体的には、研究開発・企業化基盤施設(地域企業の研究開発に対し、研究スペース及び研究施設を貸与するとともに共同研究プロジェクトのアレンジ等の技術指導等を行う施設)、情報化施設(経済社会の情報化、国際化に対応した高度な都市機能を形成するための施設)、国際経済交流等促進施設(対日投資促進、地域経済・社会の国際化等を図るための施設)、リサイクル関連施設(循環型経済社会の構築を図る上から資源の有効利用及び環境保全に寄与する施設)、特定大規模スタジアム(スポーツ関連産業などの活性化、周辺地域の産業等の活性化等を通じ、ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現に寄与する施設)など。 民活プロジェクトの進捗状況としては、現在進められているプロジェクトは181件(うち開業174件)で、総投資規模(推定)は約2兆7000億円(経済省関係約1兆4000億円)。うち、特定施設に係る投資規模は約1兆1000億円(経済省関係約6700億円)であり、これら施設整備に伴って整備された周辺の道路交通網等の公共投資額も勘案すると、これを上回る内需拡大効果が地域経済にもたらされたものと思われる。
2. 施策 制度の必要性	(○公益性、○官民の役割分担、○国と地方の役割分担、○民営化・外部委託の可否、○緊要性の有無、○他の類似施策、○廃止、休止の可否<継続>) 我が国は、経済活動のグローバル化、情報化の進展、環境問題への対応などの経済社会環境の急激な変化に直面している。その中で、我が国が今後とも経済活動の活力を維持し、我が国経済の自立的発展の円滑化を図るためには、新規性、公共性、基盤性を有する新たな産業インフラの整備を講ずることにより、新たな事業活動の促進を通じて産業構造を高度化し、新規産業の創出、雇用機会の拡大等を図ることが求められている。 この要請に対応するためには、研究開発、情報化、国際化等をはじめとする経済社会の変化に対応した新たな産業基盤施設(研究開発施設、国際ビジネス交流基盤施設、リサイクル施設等)や、新たな事業活動を促す施設(高度商業基盤施設等)の整備を促進することが重要であるが、整備に当たっては、財政負担の軽減や効率的な事業運営のために、意欲ある民間事業者の資金力、経営ノウハウ等の能力を活用することが重要である。 これらの特定施設は、「経済社会の基盤の充実に資する」ものと民活法において定めており、公共性を有することから、「公共財的性格を持つサービス・財」である。しかし、これらの施設の整備・運営には大規模な初期投資を要するとともに、収益が現れるまでに長期間を要する。このため、民間事業者の事業参入の促進・リスク軽減を図るべく、国が支援措置を講じる必要がある。 また、特定施設の整備にあたっては、地域の実情及び地元の企業の総意を踏まえ、地方公共団体等の出資が入った民間事業者が事業主体となることが適切であり、その際には国の支援を加味したうえで事業採算性を判断し、施設の整備・運営を行う必要がある。

特定施設の事業規模は平均約 9 0 億円 (経済省所管事業) であるが、インテリジェントビルが約 6 6 0 億円、特定大規模スタジアムが約 3 2 0 億円の規模である。また、事業主体が開業後単年度黒字への転換に要する期間は平均約 7 年、また累積損失解消に要する期間は平均約 1 5 年である。

3. 施策 制度の概要 (○コスト)

(1) 民間能力活用特定施設緊急整備費 (補助金)

民間事業者 (第3セクター 純民間事業者) が、民活法第 2 条第 1 項各号に規定する特定施設のうち経済産業省が所掌する特定施設の整備を行う場合、それに要する費用 (土地の取得費・造成費を除く) の 5 % について、その 2 / 3 を補助 (関係地方公共団体が地方交付税不交付団体の場合は 1 / 2 を補助)。

事業開始年度	補助率	H14FY 要求額	H13FY 予算額	H12FY 予算額
昭和 61 年度	2 / 3 [%]	150 [百万円]	345 [百万円]	548 [百万円]

予算費目名： 民間能力活用特定施設緊急整備費補助金

(2) 民活プロジェクト推進のための情報提供事業

各経済産業局が、民活事業の円滑な実施を図る観点から、関係業界団体、民間事業者等に対して、経験豊かな民間企業及び地方自治体等の優秀な人材による基礎的な情報提供や専門家 経験者等の体験談、アドバイス等の提供を行うため、民間の研究所等に委託し、「民活講習会」を開催。

(3) 民活法特定施設整備事業 (税制)

特定施設のうち一部施設について、地方税 (不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税) を減免。但し、対象となる事業者は第 3 セクターであること。また、建設事業費が 1 0 億円以上の条件を満たすことが必要。

税 目	制度創設年度	適用期限	減税見込額 (来年度又は最近)
不動産取得税 固定資産税 特別土地保有税 事業所税	昭和 61 年度	平成 13 年度	418 [百万円]

(4) 民活法特定施設整備事業 (財投)

民活法の認定を受けた特定施設に対し、日本政策投資銀行等が出資・融資 (融資比率 50 % 以内、原則として政策金利)。民活関連補助金対象事業の場合、政策金利)、並びに N T T 無利子融資 (事業者が第 3 セクターの場合のみ) 及び低利融資を行う。

金融機関名	融資割合	融資限度額	貸付資金枠	貸付利率	貸付期間
日本政策投資銀行等	50 [%]	1178 [億円]	- [億円]	- [%]	-

4. 目標、目標達成度指標及び達成時期 (○これまで達成された効果、今後見込まれる効果、○効果の発現が見込まれる時期)

(1) 目標

民間事業者 (第 3 セクター等) による地域における産業構造を高度化し、新規産業の創出、雇用機会の拡大に資する施設を増加させる。

(2) 指標	現状値 (平成 12年度迄の累積)	
・民活プロジェクト認定件数	85件	(経済省所管分のみ)
・民活プロジェクト開業件数	81件	(経済省所管分のみ)
総投資規模 (土地含む)	約 1兆4000億円	(経済省所管分のみ)
・民活補助金交付総額	約 123億円	(経済省所管分のみ)
・民活補助金交付施設数	71件	(経済省所管分のみ)
・日本政策投資銀行からの融資総額	2350億円	(経済省所管分のみ)
融資総額 (NTT-C・C')	1480億円	(経済省所管分のみ)
・民活講習会実施実績	241件	
特定施設の活用状況 (利用件数、入居率、施設稼働状況等)		

- (3) **達成時期：平成 18年度** (但し、税制措置については平成 15年度に事後評価を実施)
 (理由) 特定施設の整備は大規模投資を伴うものであり、構想の計画立案から開業までには5～6年を要し、運営が軌道に乗り支援の効果が発揮されるまでにはさらに4～5年を要すると見込まれる。プロジェクトの中には開業後間もないもの、いまだ整備中のものも多く、支援措置の効果を評価するためには、民活法の適用期限である「平成 18年度」が最も適当と考えられる。

5.実施状況のモニタリング方法と事後評価の時期等

- (1) **モニタリング方法**
 経済産業省が認定事業者に対して調査票を配布し、施設の運営状況や財務状況等を調査(毎年 8月実施)。また、シンクタンク等に委託し、3セクの運営のあり方に関する調査研究などを実施。
- (2) **事後評価の時期 (見直し時期)；平成 18年度** (理由については、4(3)参照)
 ただし、講習会事業については毎年度、税制措置については平成 15年度に実施。

6.有識者、ユーザー等の各種意見 (○各種政府決定等との関係、＜以下、継続事業について＞○会計検査院による指摘、総務省による行政評価、行政監察及び国会による警告決議等の状況を含む。)

特定施設の整備は多額の初期投資を要するとともに、開業後の収益性も低いことから投資の効果が現れる期間に長期間を要するため、施設の建設費の一部を補助することにより事業のリスクを軽減するための補助制度は重要との評価を得ている。

(平成 10年度「民活法における第3セクターの運営のあり方に関する調査」における民間事業者からのヒアリング結果より)

大蔵省主計局司計課が平成 11年度に行った民活補助金実態調査において、民間事業者から以下の意見が出されている。

「本事業の認定を受けることによって補助金の交付、NTT無利子貸付金及び日本開発銀行からの借入が可能となったことにより、借入金返済の据置期限や償還期限が大幅に延長され、事業の採算がとれる見通しがついたことから実施に踏み切ったものである。仮にこれらの恩恵がなかったとしたら事業は実施しなかった。」

新産業インフラ協議会(注)の要望書(平成 12年 7月)においても、税制措置・予算・出融資等の支援措置の充実のほか、民活プロジェクト推進に必要な情報が不足している地方への配慮を

求める以下の要望が出されている。

8. 新たな民活施策の検討

地域の実情に即し特性がより生かせるよう配慮するとともに、地方プロジェクト推進の困難性に鑑み、支援の一層の充実に努めること。」

(注)新産業インフラ協議会：民間能力の活用を図りながら新たな産業インフラの整備を推進し、もって地域経済の活性化と国土の均衡ある発展に資することを目的に関係都道府県が昭和60年11月に設立した団体。現在、38都道府県が参加し、新産業インフラ整備に必要な調査、情報の収集、関係省庁への要望、陳情等を行っている。

7.有効性、効率性等の評価（○手段の適正性（オプション比較、○スクラップ・アンド・ビルドについての考え方）、○効果とコストに関する分析（○特別要求及び「重点7分野」要望については、民間需要創出効果、雇用創出効果）、○受益者負担）

重点7分野（地方の個性ある活性化・まちづくり）

手段の適正性

民活補助金は、民活法に基づく特定施設の整備事業に対してインセンティブを与えることによりその整備を一層推進していくことを目的とするものであり、税制、財投等制度とあわせて必要不可欠な制度である。

効果とコストとの関係に関する分析

平成14年度の民活補助金1.5億円のコストにより、対象施設の整備費として約50.3億円の投資が誘発される。

また、平成12年度までに交付された民活補助金総額約123億円のコストにより、これまでに対象施設の整備費として約4037億円の投資が誘発された。

民間需要創出効果と雇用創出効果

a)民間需要創出効果

施設建設により、95億円の投資需要が発生、11.4億円の消費需要が発生するものと推定。

b)雇用創出効果

施設建設により716.4人、施設完成により、57人の雇用が発生するものと推定。

適切な受益者負担

民活法に基づく施設整備は、民間事業者の資金力や経営ノウハウを活用して行うものである。しかし、施設整備には大規模な初期投資を要するとともに、収益が現れるまで長期間を要する。このため、これら施設整備を促進するために、民間事業者の事業参入の促進・リスク軽減を図るべく、国と関係地方公共団体が施設整備費用の5%を負担するが、残り95%は整備事業者が負担し、開業後の収益で回収することとなる。